

# 公 告

## 令和5年度菊池川河川事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定 (光ケーブル関係部門) の締結

次のとおり公告します。

令和5年2月2日

国土交通省九州地方整備局

菊池川河川事務所長 小田 晴彦

### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、菊池川河川事務所の直轄管理区間（河川区域以外に設置した施設を含む。）及び災害対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令等指示された場所において、大規模な災害が発生した場合、緊急的に応急対策工事（光ケーブルの応急復旧を主とする）を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、迅速な応急復旧に資することを目的としている。

#### (2) 基本協定区間

基本協定締結区間は菊池川河川事務所管内であり、その協定対象企業数は2社程度を想定している。また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長又は災害支援本部長（九州地方整備局長）等から応援依頼があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）において発生した災害等の応急対策を要請する場合がある。

#### (3) 協定期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

#### (4) 協力会社の選定については、災害時等における応急対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者や資機材、工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して協力会社を選定する。

#### (5) 本協定締結後の工事の請負契約

1) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

### 2. 参加資格要件

#### (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

#### (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度通信設備工事又は維持修繕工

事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。なお、認定されていない者の行った申請は、当該申請を無効とする。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（協定締結参加資格確認申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

(5) 経常建設共同企業体にあっては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度の通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること及び令和6年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 申請書及び技術資料の提出期限の日から協定締結の日までの期間において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止（及び建設コンサルタント業務等に関し指名停止）を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 平成19年度以降に下記の機関が発注した光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績があること。

- ・ 国の機関（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む。）
- ・ 地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
- ・ 地方公社（地方公共団体が地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているものをいう。）

(9) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、菊池川河川事務所へ概ね2時間以内に到着できる体制を確保できること。

(10) 災害を想定した簡易な施工計画が適切であること。

### 3. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178 (電話 0968-44-2171)

国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所

担当 : 管理課長 (内線331)

電気通信係長 (内線6335) 竜門ダム管理支所(0968-27-1120)

qsr-kikuc\_kanri01@mlit.go.jp

#### (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 : 令和5年2月2日（木）から令和5年2月22日（水）までの土曜日、  
日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 交付場所 : 〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿178  
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 2階 管理課

③ 交付方法 : 手渡しにより、電子媒体（CD）で交付する。

#### (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 : 令和5年2月2日（木）から令和5年2月22日（水）までの土曜日、  
日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所 : 上記3. (1) に同じ。

③ 提出方法 : メール又は郵送（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。  
提出期間内に必着。）により提出する。

### 4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、協力会社の評価及び選定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は当事務所が発注する工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。